平成２４年（フ）第３２８号
神奈川県海老名市上郷964番地の１　ロマニー高柳Ｉ103
債務者　落合堂恵一
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３２号
横浜市鶴見区矢向６丁目９番25号　Ｄｒｅａｍ　Ｋｉｓｈｉ101
債務者　上田　健治
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６号
北海道旭川市豊岡９条３丁目５番13号　豊岡フランスハイツ
債務者　木原美恵子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
北海道旭川市大町２条２丁目５番地の96　スカイハイツ大町２．２―110号室
債務者　舘山　瑞枝
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
北海道旭川市川端町５条10丁目１番12―105号　市住1105号
債務者　佐藤　久子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
東京都あきる野市秋川２丁目12番地２パークハイムツボタ301号
債務者　酒井香奈美（旧姓島田）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１００４号
大阪府吹田市五月が丘南14番25―202号、前住所大阪府吹田市原町２丁目54番１―714号
債務者　中井　由妃（旧姓新垣）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９号
栃木県栃木市藤岡町都賀434番地２
債務者　松井　　統
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２２号
栃木県下都賀郡野木町大字野渡175番地
債務者　金久保光子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第８号
東京都狛江市東和泉１丁目25番７―203号
債務者　星野　貴弘
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６０号
横浜市金沢区町屋町４番３号　メゾンジュジュ101
債務者　成井　　繁
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４４号
神奈川県綾瀬市小園286番地１　池田ハイツＢ－３
債務者　金子　亜耶
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９０号
横浜市南区二葉町２丁目18番地11　ヴァンハウス吉野町901号
債務者　唐澤　國孝
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０２号
神奈川県藤沢市白旗１丁目16番18―303号
債務者　杉村　　周
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１４号
横浜市港北区綱島西２丁目23番37―203号
債務者　小川　亜紀（旧姓稲見）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部